

民間ソーシャルメディアの活用に係る佐世保市ガイドライン

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、佐世保市が、公務で利用する民間ソーシャルメディアの活用について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 民間ソーシャルメディア 民間事業者が情報発信基盤として提供するブログ、マイクロブログ(ツイッター等)、SNS、電子掲示板など、インターネットを利用してユーザーが情報を発信し、あるいは相互に情報をやりとりする情報の伝達手段をいいます。
 - (2) アカウント 民間ソーシャルメディアを利用するためのユーザー登録情報
 - (3) アカウント管理者 アカウントの取得手続きを行った所属の長
 - (4) 担当者 民間ソーシャルメディアの実務(記事の投稿等)を行う職員
 - (5) ハンドルネーム ソーシャルメディアに投稿する際に使用するニックネーム

(ソーシャルメディアの活用を開始する際の手続き)

- 第3条 各課の所属長は、必要に応じ民間ソーシャルメディアのアカウントを取得することができる。
なお、アカウントを取得した際は、別紙様式により速やかに秘書課長に届け出なければならない。
- 2 前項の届け出を受けた秘書課長は、市ホームページから当該民間ソーシャルメディアに対するリンクを設定する等により、市民等が容易に民間ソーシャルメディアに辿りつけるよう、調整しなければならない。

(ソーシャルメディア運営担当者の任命及び役割)

- 第4条 アカウント管理者は、ソーシャルメディアを運営する担当者を任命することができる。
- 2 担当者は、ハンドルネームを使ってソーシャルメディアに投稿することができるものとする。
 - 3 担当者は、次の各号に定めのある事項については、決裁者の決裁を仰ぐことなく、前条第1項のソーシャルメディアにより、随時情報を発信することができるものとする。
 - (1) すでに一般に周知されているイベントや制度などについて、情報発信を行う場合
 - (2) イベント・競技会の結果などについて情報発信を行う場合
 - (3) 法令等で定められている内容をお知らせする場合
 - (4) その他、緊急を要する場合

(ソーシャルメディア活用の基本原則)

- 第5条 民間ソーシャルメディアの活用に際しては、アカウント管理者及び担当者は、次の各号の基本原則を順守しなければならない。
- (1) ソーシャルメディアを利用して情報を発信する場合には、地方公務員法をはじめとする関係法令

及び職員の服務や情報の取扱いに関する条例・規則・規程等を遵守しなければならない。

- (2) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分留意しなければならない。
- (3) 一度インターネット上に公開された情報は、完全には削除できないことを理解し、発信する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意する。
- (4) 発信した情報により、意図せずして他者を傷つけ、もしくは誤解を生じさせた場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めなければならない。また、発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応し無用な議論となることは避けなければならない。
- (5) 次に掲げる情報は発信してはならない。
 - ① 不敬な言い方を含む情報
 - ② 人種、思想、信条等の差別、又は差別を助長させる情報
 - ③ 違法行為又は違法行為を煽る情報
 - ④ 単なる噂や噂を助長させる情報
 - ⑤ わいせつな内容を含むホームページへのリンク
 - ⑥ その他公序良俗に反する一切の情報

(ソーシャルメディアを利用して佐世保市行政に関する情報を発信する際の留意事項)

第6条 民間ソーシャルメディアで発信する情報は、以下の各号に該当しないよう注意を払わなければならない。

- (1) 佐世保市あるいは佐世保市と利害関係にある者又は団体の秘密に関する情報を発信してはならない。
- (2) 佐世保市及び他者の権利を侵害する情報を発信してはならない。
- (3) 佐世保市のセキュリティを脅かすおそれのある情報を発信してはならない。
- (4) 自らの職務に関する情報のみならず本市行政に関する情報を発信するにあたっては、守秘義務を遵守するとともに、意思形成過程における情報の取扱いに十分留意しなければならない。

(なりすまし等の防止対策)

第7条 佐世保市が民間ソーシャルメディアを使用する際には、なりすまし等の防止対策として、市ホームページにおいて、利用するソーシャルメディアのサービス名及びそのサービスにおけるアカウント名もしくは当該アカウントページへのハイパーリンクを明記するページを設けなければならない。

(なりすまし等を発見した場合の対処)

第8条 佐世保市は、佐世保市が運営していないソーシャルメディア上のアカウントを発見した際には、市ホームページにおいて、当該ソーシャルメディアを利用していない旨の告知を発見後速やかに行い、注意喚起を行わなければならない。

(その他の運営上の注意事項)

第9条 佐世保市は、民間ソーシャルメディアの利用に際して、次の各号の対策を行わなければならない。

- ① 本来のURL（ドメイン）をわからなくするURL短縮サービスは、原則使用しないこととする。
- ② 佐世保市が使用する民間ソーシャルメディアのアカウントにおいて、第三者アカウントの投稿の引用や、第三者が管理又は運用するページへのリンクを掲載する際は、当該の投稿やページの内容を信頼性のあるものとして認めるものと受け取られることも考えた上で、慎重に行わなければならない。

（その他の事項）

第10条 このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

このガイドラインは、平成23年10月21日から施行する

附 則

このガイドラインは、令和3年4月1日から施行する